



# 郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●  
 郵政産業労働者ユニオン  
 東京地方本部  
 発行責任者 鶴島 一広  
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3  
 京橋通郵便局 5F  
 TEL・FAX 03-3535-5447  
 piwutokyo@yahoo.co.jp

## 国民多数の声無視し 戦争法案強行・成立 憲法違反の法律は無効(憲法98条)・廃止へ!

「強行採決ゼツタイ反対!」国会周辺、全国各地で世代を超えて党派を超えてこの国の民主主義・希望・未来を信じて市民は声を上げ続けています。安倍政権は、その声を全く無視して戦争法案の強行採決を行いました。法案はポロポロ、「強行採決」のやり方も言語道断、憲法と民主主義を踏みこむ暴挙です。こんな「強行採決」は無効であり、到底、認めることはできません。

9月19日未明、安全保障閣 雷掃海の答弁は二転三転し、結連法Ⅱ戦争法が参議院で可決、成立しました。安倍首相は昨年の7月に集団的自衛権の行使容認を閣議決定、今年5月に法案を提出し、衆議院に続いて参議院でも国民の多くの反対の声、「民意」を無視して強行的に採決、成立させました。

### 法案ポロポロ・平和主義、民主主義、立憲主義破壊

その主な内容は、歴代内閣が憲法上許せないとしてきた集団的自衛権の行使を容認、日本への攻撃がない場合でも他国への攻撃に対して自衛隊が武力行使する。また、自衛隊がアメリカ軍をはじめとする他国軍の戦闘を地球規模で随時支援可能にする。PKO活動では武器使用を解禁、駆け付け警護を可能にするというものです。

そして、集団的自衛権の行使を首相は「総合的に判断」とし明確な基準を示さず米艦防護やホルムズ海峡での戦時の機

雷掃海の答弁は二転三転し、結局法案の根拠さえ自ら否定する結果となっています。多くの憲法学者や元内閣法制局長官、元最高裁判長官などが「憲法違反」と強く主張し反対しているにもかかわらず安倍首相は強行成立させ、時の政府の解釈によって憲法を捻じ曲げることは立憲主義に反することです。憲法の平和主義を否定し、民意を尊重しないその姿勢はまさに「独裁」と言わざるを得ません。

### 私たちは あきらめない

「戦争をさせない・9条壊すな!」総がかり行動実行委員会主催による国会周辺、日比谷野音での反対の行動は、衆議院での審議入り、憲法調査会での憲法学者三人による「違憲」発言以来、2万人を超える参加者でおこなわれ、参議院審議入り後の八月三〇日には12万人、強行採決直前の九月一四日から一

九日にかけて連日、夕方、雨の中にもかかわらず4万人の人々が国会周辺に結集しました。学者・文化人・学生・小さな子供を抱えた母親・労働組合など様々な人々が参加し「戦争法案廃案」「戦争させない」「九条壊すな」「民主主義を守れ」「安倍退陣」などのコールを国会に向けて訴えました。国会内の法案に反対する野党四党との連帯した行動でした。

私たちが東京地本もこれらの行動に積極的に参加し、地本独自の行動として、地下鉄京橋駅付近の路上で四回にわたって、宣伝行動をおこなってきました。参議院での強行採決直前の九月一五日には二〇名の組合員が集まりました。前の三回に比べて行き交う人たちの反応がよく、ビラの受け取りもよく、私たちの発言を立ち止まったり聞き拍手をしてくれた女性、これから国会へ行くという女性もいておおいに励まされました。

「戦争法」は成立しましたが、私たちはこの間、戦争法案反対のとりくみに発揮してきた力を、「戦争法のすみやかな廃止を実現するため全力を尽くし、戦争法の発動を許さない世論と運動を進展させる」という総がかり行動実行委員会の呼びかけに応じて、諦めることなくさらに行動を強化していきたいと考えます。



9月5、6日に東京全労協の学習交流会で狭山事件の現地調査に参加してきま

した▼私自身10数年ぶり2度目の現地調査で風景はすっかり変わっていて雑木林はなくなり住宅地化が進んでいました。また、石川さんの自宅も火事で焼失し跡地は事務所となり、その中に当時の部屋を再現していて、あの鴨居も復元されていました▼狭山事件は、1963年5月23日に被差別部落に対する差別から石川一雄さんが不当に逮捕され、警察の「認めれば10年で出してやる」を信じて嘘の自白をし、第一審の「死刑判決」もその意味が判らなかつたといえます。獄中で警察権力の嘘と甘言を見抜く力を身に着けた石川さんは、「俺は無実だ」と立ち上がり、以来部落開放同盟や支援者とともに戦い続けています。不当逮捕から52年が経過し、狭山再審闘争は、検察側が隠し持っていた証拠リストが開示され、勝利に向けて大きく進んでいます▼現地を見て歩き、警察のでっち上げ、矛盾点を感じる疑問は大きくなり、やはり石川さんは無実であると確信することができました。

(たかお)

# 本気出して仲間を増やそう!

## ―第一回支部長会議開く―



9月25日(金)豊島区東部区民事務所にて2015年度第一回支部長会議が多くの支部長と支部代表者の参加のもと開催されました。

今回の会議は、第一部として「年間活動方針について」第二部として「組織拡大の重要性と取り組み方」の二部構成で行われました。

第一部の「年間活動方針について」では、戦争法案・労働法制・郵政株式・業務繁忙の情勢を確認し第4回定期地

9月25日(金)豊島区東部区民事務所にて2015年度第一回支部長会議が多くの支部長と支部代表者の参加のもと開催されました。

今回の会議は、第一部として「年間活動方針について」第二部として「組織拡大の重要性と取り組み方」の二部構成で行われました。

第一部の「年間活動方針について」では、戦争法案・労働法制・郵政株式・業務繁忙の情勢を確認し第4回定期地

9月25日(金)豊島区東部区民事務所にて2015年度第一回支部長会議が多くの支部長と支部代表者の参加のもと開催されました。

今回の会議は、第一部として「年間活動方針について」第二部として「組織拡大の重要性と取り組み方」の二部構成で行われました。

# 全ての争議の早期全面解決を! 争議支援総行動・郵政本社に80人

9月8日に行われた東京地評争議支援行動Dコースでは、8つの場所で宣伝行動を行いました。その中の1つ日本郵便本社前集会では、労契法20条裁判での支援の訴えを行いました。全体では80名の参加者が、当日は雨が降る中でも支援に駆けつけて頂きました。労契法20条裁判の原告の1人である浅川喜義さんが、今現在の裁判の状況報告と裁判の意義などを力いっぱい訴えました。連帯のあいさつを2人の方から頂き、最後に大きなシュプレヒコールで集会を終わらせることが出来ました。参加者の皆さま、雨の中での集会お疲れさまでした。



部齊藤執行委員から「どのようにして組織拡大を進めてきたか」と題して郵産労京橋支部の経験を講演していた

部齊藤執行委員から「どのようにして組織拡大を進めてきたか」と題して郵産労京橋支部の経験を講演していた

部齊藤執行委員から「どのようにして組織拡大を進めてきたか」と題して郵産労京橋支部の経験を講演していた

部齊藤執行委員から「どのようにして組織拡大を進めてきたか」と題して郵産労京橋支部の経験を講演していた

部齊藤執行委員から「どのようにして組織拡大を進めてきたか」と題して郵産労京橋支部の経験を講演していた

部齊藤執行委員から「どのようにして組織拡大を進めてきたか」と題して郵産労京橋支部の経験を講演していた

# 会社側の承認申請却下・11月判決

## 大橋・再雇用拒否撤回裁判・控訴審開く

銀座郵便局で働いていた大橋照一さんが2年前の再雇用で不採用となり、日本郵便に対し再雇用不採用の取り消しを求めて東京地裁に提訴してきましたが、今年4月23日に地裁判決が出されました。

判決は、原告の主張をほぼ全面的に認める内容で①労働契約上の地位確認②再雇用されてきた分の賃金の支払い(年6分割合) 勝訴となりました。

しかし、日本郵便は、地裁判決を真摯に受け止めず不当にも東京高裁に控訴し控訴審第一回裁判が9月10日開かれました。

第一回控訴審は多くの支援者で傍聴席が埋まるなか始まりました。

りましたが、会社側の控訴状況訴理由書、これに対する大橋さん側の答弁書の提出が確認され、会社側の証人尋問要請は採用されず、控訴審は結審しました。次回は11月5日13時15分高裁822法廷にて判決が言い渡されます。多くのみなさんの傍聴をお願いします。

### 当面の行動日程

- 10月1日 けんり総行動
- 10月2日 水野雇止め裁判
- 10月25日 地本レク・BBQ
- 10月30日 東京労連定期大会
- 10月30日 安心して働きたい 東京の集い
- 11月5日 メトロコマース 20条裁判
- 11月5日 大橋裁判・判決
- 11月15日 地本・秋の学習会

## 秋の学習会

11月15日(日)

## 秋・レク 多摩川でBBQ

10月25日(日)



交通: 東急田園都市線 二子新地駅下車徒歩3分